

環境影響評価制度の改正について

1 概要

本市の豊かな自然環境を保全し、環境に配慮したまちづくりを進めるため、仙台市環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業である「大規模建築物又は高層建築物」（以下「大規模建築物等」という。）及び「太陽光発電所」に係る環境影響評価手続きについて、以下のとおり改正を行った。

2 都心部における大規模建築物等について

（1）背景・必要性

- ・ 本市では、条例に基づき、大規模建築物等の建設事業（高さ 100m又は延べ面積 5 万㎡以上を対象）について、できる限り環境影響を小さくするよう事業者の対応を促しているが、環境影響評価手続きでは概ね 1 年半～ 2 年の期間を要している。
- ・ 本市が都心再構築を進めるにあたっては、都心部における建築物の新築や建替えの迅速化と、環境の創造に向けた取り組みを両立させていくことが重要である。
- ・ 以上を踏まえ、都心部のうち、特に都市再生緊急整備地域において、都市機能の高度化と環境配慮の調和が図られるよう、環境影響評価手続きの改正を行うこととした。

（2）改正の概要

① 整備方針の策定

これまで環境影響評価手続きで求めてきた環境保全対策はもとより、環境に配慮した都市空間の創出という観点も踏まえた「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」（別紙 1）を策定

② 対象事業に係る要件の見直し

上記①の整備方針に基づく適正な環境配慮がなされるものとして市長が認めるものについては、条例に基づく環境影響評価手続きを適用しないよう、条例施行規則を改正

3 太陽光発電所について

（1）背景・必要性

- ・ 再生可能エネルギーである太陽光発電の普及は重要であるものの、全国的に森林伐採等による自然環境への影響や土砂災害の発生などの問題が発生しており、国は、一定の出力以上の太陽光発電事業について、環境影響評価法の対象に追加している（令和 2 年 4 月 1 日施行）。また、国の公表資料によれば、全国的に問題が発生した事例の大半が森林地域であり、そのほとんどが敷地面積 1 ha 以上となっている。

- 本市においては、平成 28 年 5 月より、地域に応じて「敷地面積 5 ha～20ha 以上」の太陽光発電所を条例の対象事業としているが、市街地に近接する里山や市街化区域の森林地域において、太陽光発電所の設置に伴う森林伐採等による環境への影響が懸念される。
- 以上を踏まえ、事業者に対して、事業計画の早期段階から適切な環境配慮を促し、杜の都の良好な自然環境の保全と、太陽光発電の普及の両立が図られるよう、環境影響評価手続きの改正を行うこととした。

(2) 改正の概要

① 対象事業に係る要件の見直し

太陽光発電所について、条例の対象事業となる要件について、次のとおり条例施行規則を改正

<改正前>		<改正後>	
地域	規模要件	地域	規模要件
全地域	敷地面積 20ha 以上	森林地域 (全地域、A地域、B地域 の全ての森林が該当)	敷地面積 1 ha 又は 出力 4 百 kW 以上
A 地域	敷地面積 10ha 以上		
B 地域	敷地面積 5 ha 以上		
森林 地域 以外	全地域	敷地面積 20ha 又は 出力 8 千 kW 以上	
	A 地域	敷地面積 10ha 又は 出力 4 千 kW 以上	
	B 地域	敷地面積 5 ha 又は 出力 2 千 kW 以上	

※森林地域：森林法第 2 条第 1 項に規定する森林の区域

※A 地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、農振農用地、保存緑地等

※B 地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区

(A 地域及び B 地域のほとんどは森林地域に該当)

② 指導方針の策定

条例施行規則の改正に合わせ、これまで環境影響評価手続きで求めてきた環境保全対策を踏まえた「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」(別紙2)を策定

③ 経過措置

公布から施行まで 4 か月の周知期間を設けるとともに、経過措置として、施行日までに、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する事業は対象としない。

(ア) 杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 11 条第 1 項に基づく開発事業計画書を提出した事業

(イ) 事業実施に必要な許認可等の申請をした事業
(固定価格買取制度による事業認定は含まない)

(ウ) 国、宮城県、仙台市の補助金等の交付決定を受けた事業

4 今後の予定

令和 3 年 4 月 1 日 改正規則及び方針等を施行